

北石狩衛生センター

維持管理計画書

石 狩 市

# 第1章 総則

## 第1節 維持管理計画概要

### 1. 目的

石狩市及び当別町から排出される一般廃棄物を、適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理を行うため、北石狩衛生センター（北石狩衛生センターの焼却施設、破碎施設、小動物焼却施設、最終処分場（埋立地及び浸出水処理施設）、計量棟及びその他建築物・関連設備等の総称をいい、以下「同センター」という。）の基本性能を発揮させ、運転、維持管理をする。

同センターの注油、汚れ等の除去、消耗部品又は材料の取替え、部品の調整並びに施設の点検等を行うとともに、点検等により発見された不良箇所の修繕や部品交換等を実施し、施設の基本性能を維持し、搬入される一般廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、効率的な運転管理を行う。

2. 施設名：北石狩衛生センター

3. 施設設置場所：北海道石狩市厚田区聚富 618 番地 11、1130 番地 3、4、5

### 4. 処理対象ごみ等

処理対象物は、し尿及び資源物を除く、表 1 に示す一般廃棄物である。

表 1 処理対象物

項目	内容
処理対象ごみ	・石狩市及び当別町から排出される一般廃棄物
資源物	・破碎処理後の鉄類・アルミ類成型品
最終処分場埋立対象物	・焼却残渣、不燃物

## 第2節 一般事項

### 1. 基本事項

同センターが石狩市の循環型社会形成の中核の一つであること又、地域住民・近隣市町村の理解の上で運営されていることを十分自覚し、模範的な運営・維持管理に配慮することとし、以下の基本方針を遵守する。

#### (1) ごみの適正処理

石狩市及び当別町から搬入するごみを常に滞ることなく適正に処理できるよう配慮する。

- ・安定した適正な運転の確保
- ・市民及び近隣住民に安全性・安心感を与える施設の運営・維持管理

## (2) 環境の保全

CO<sub>2</sub>削減や環境負荷の低減と環境保全に十分配慮する。

- ・公害防止の遵守
- ・省エネルギー対策の構築
- ・リサイクル・再資源化への努力と積極的な推進

## (3) 安全の確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、天災や事故等においても迅速な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した同センターの維持管理をする。

- ・同センターの安全性の確保
- ・天災や事故発生後の二次災害の発生防止
- ・天災・事故等による大量排出ごみの適正処理への対応
- ・安全管理体制マニュアルの作成（災害・防災等）

## 2. 公害防止協定等

石狩漁業協同組合及び厚田区聚富自治連合会との「公害防止協定書」を遵守する。

## 3. 関係法令等の遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、ダイオキシン類対策特別措置法等の関係法令等を遵守する。

## 第3節 公害防止関係

### 1. 排出ガス基準（焼却施設・小動物焼却炉）

排ガス基準は「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」に示す基準値を遵守する。

### 2. ばい塵に係る溶出基準（焼却施設）

ばい塵（飛灰処理物）に係る溶出基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」に示す基準値を遵守する。

### 3. ダイオキシン類に係る処理基準（焼却施設・小動物焼却施設）

ばい塵及び焼却灰等については、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に示す処理基準値を遵守する。

#### 4. 粉じん規制基準（破碎施設）

破碎施設の集塵装置排気口の出口においては、同センターの設置届出に示す基準を遵守する。

#### 5. 騒音規制基準

同センターから発生する騒音については、設置届出により敷地境界線において 60 デシベル以下とする。

#### 6. 振動規制基準

同センターから発生する振動については、設置届出により敷地境界線において 60 デシベル以下とする。

#### 7. 放流水の排水基準（最終処分場）

最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に示す基準を遵守する。

また、公害防止協定に示す排水基準を遵守する。

#### 8. 地下水の水質基準（最終処分場）

最終処分場周縁の地下水（測定井 2 箇所）の水質は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に示す水質基準を遵守し、年 1 回以上測定する。

## 第2章 運転管理

### 第1節 同センターに係る運転管理（共通事項）

#### 1. 同センターの運転管理

同センターの各設備を適切に運転し、搬入される一般廃棄物を関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）に基づき、また同センターの公害防止基準等を遵守し適切に処理処分すると共に、二酸化炭素排出量の抑制及び、経済的運転に努める。

#### 2. 適正処理

- (1) 関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された一般廃棄物を適正に処理する。  
特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行う。
- (2) 施設より排出される焼却残渣等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理する。

#### 3. 適正運転

同センターの運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。

#### 4. 運転管理体制

- (1) 同センターの運転等を適切に実施するために、運転管理体制を整備する。

#### 5. 運転計画・備品・什器・物品・用役の調達計画作成及び管理

- (1) 年度別の計画処理量及び埋立量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成する。
- (2) 年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成する。
- (3) 年間運転計画、月間運転計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達計画を作成する。  
また常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。
- (4) 焼却ごみの性状分析とは別に、夏季・冬季の年2回、可燃ごみ（燃やせるごみ）の組成調査を実施する。

#### 6. 運転管理記録の作成及び報告

一般廃棄物の処理量や埋立処分量、各施設機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、測定値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成する。

## 第2節 計量棟に係る運転管理

### 1. 受付管理

- (1) 一般廃棄物及び資源物、埋立物等を搬入・搬出する車両を計量棟において確認・計量し、記録する。
- (2) ごみを搬入しようとするものに対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、石狩市が定める基準を満たしていることを確認する。搬入ごみが基準を満たしていない場合は、適切な搬入指導を行う。

### 2. 案内・指示

ごみの搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示する。

### 3. 手数料等収納

- (1) 同センターに直接搬入ごみを搬入しようとするものより、石狩市が定める手数料等を、石狩市が定める方法で収納する。

### 4. 受付時間

- (1) 計量棟における受付時間は、原則、日曜日、祝祭日及び、年末年始を除く、9：00～17：00 である。

## 第3節 焼却施設に係る運転管理業務

### 1. 運転条件

#### (1) 施設規模

焼却野力：180 t / 日（90 / 日（24 時間）×2 基）

#### (2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定する。

#### (3) 運転時間

施設の運転時間は 24 時間 / 日とする。

### 2. 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行う。
- (2) 焼却施設に搬入される一般廃棄物について焼却不適物の混入防止に努める。
- (3) 搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止する。
- (4) 搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行う。

(5) 搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導する。

### 3. 搬入物の性状分析

焼却施設に搬入された一般廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行う。測定内容は、3成分、種類組成、元素組成、見掛比重、低位発熱量とする。

### 4. 適正処理

(1) 搬入された一般廃棄物を、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理する。

### 5. 最終処分場への搬出

(1) 焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、焼却施設の公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、焼却施設より最終処分場へ運搬する。

(2) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させない。

### 6. 搬出物の管理

(1) 焼却施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の量及び性状について分析・管理を行う。

## 第4節 破砕施設に係る運転管理

### 1. 運転条件

#### (1) 施設規模

処理能力：40 t/日（5時間）

#### (2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定する。

#### (3) 計画ごみ質

破砕施設の標準組成は、金属類、木製品、プラスチック類、その他の4種類である。

### 2. 搬入管理

(1) 安全に搬入が行われるように、誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行う。

(2) 破砕施設に搬入される一般廃棄物について処理不適物の混入防止に努める。

(3) 搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止する。

- (4) 搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示を行う。
- (5) 搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導する。

### 3. 搬入物の管理

破砕施設に搬入された一般廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行う。

### 4. 適正処理

- (1) 搬入された一般廃棄物を、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理する。

### 5. 他施設への搬出

- (1) 破砕施設より発生する破砕可燃物を破砕処理施設より焼却施設へ搬出する。
- (2) 破砕施設より排出される破砕残渣、破砕プラ固化物が関係法令を満たすことを定期的に確認し、破砕施設より最終処分場へ搬出する。
- (3) 運搬時には、搬出物を落下・飛散させない。

### 6. 資源物等の搬出・保管

- (1) 破砕施設から回収された圧縮成型後の鉄類、アルミ類等の資源物については、屋外ストックヤードに搬出し保管する。

### 7. 搬出物の管理

破砕施設から回収される鉄類、アルミ類、破砕残渣、破砕プラ固化物の量について計量する。

## 第5節 最終処分場に係る運転管理

### 1. 運転条件

#### (1) 施設規模

埋立面積： 47,527 m<sup>2</sup>

埋立容積： 194,000 m<sup>3</sup>

#### (2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される一般廃棄物を滞りなく埋立処分できるように設定する。

## 2. 埋立条件

### (1) 埋立物と埋立量

北石狩衛生センターからの搬入物は、焼却残渣、不燃物である。

## 3. 散水条件

同センターでの散水は必要に応じて有機物分解及び飛散防止などのために適宜埋立地へ散水する。

## 4. 浸出水処理条件

### (1) 施設規模

日最大処理能力 90 m<sup>3</sup>/日

### (2) 運転時間

施設の運転時間は 24 時間/日とする。

## 5. 一般廃棄物最終処分場の埋立管理及び覆土作業

埋立作業に当たり、以下の事項等に留意する。

- (1) 埋立作業に当たっては、予め策定した埋立計画を遵守する。
- (2) 埋立廃棄物を計画的に順序良く埋立し、年度別に埋立廃棄物を種別に区分できるように記録し、埋立作業場所の最小化に努める。
- (3) 埋立廃棄物の搬入が安全に行なわれるよう、状況に応じた的確に搬入車両を案内・指示する。
- (4) 埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案する。
- (5) ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、そ族昆虫の発生防止、火災の発生防止及び景観等、環境保全の対策を目的に必要なに応じて覆土転圧を励行する。
- (6) 埋立進捗状況を把握するため、年1回以上、残余容量の測定を実施する。
- (7) 遮水工の損傷に配慮し、重機の走行(急激な旋回等)や法面部遮水シート付近における埋立作業に十分注意する。
- (8) 周辺的环境保全上必要に応じて脱臭、殺虫及び消毒等に努め、薬剤の散布等を行う。
- (9) 埋立方法はセル&サンドイッチ方法とし、特に焼却灰等については飛散・流出防止対策として即日覆土とする。

## 6. 埋立進行に伴う施設整備

埋立の進行に伴い必要となる以下の施設整備を行う。

- (1) ガス抜き設備の継ぎ足し。
- (2) 埋立場所の移動等に伴う埋立地内搬入道路の設置替え。

- (3) 一定区域の埋立高さが3m以上に達した場合は中間覆土を行う。

## 7. 最終覆土

埋立地が満杯となった場合には、既存の埋立計画に従い最終覆土を行う。

- (1) 最終覆土の施工は、計画する埋立容量に達した後、速やかに行なう。
- (2) 最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土砂を用いる。
- (3) 埋立地内は全て最終覆土で覆い、転圧締固めを十分に行うこと。また、表面を植生し緑化する。
- (4) 最終覆土に当たっては、ガス抜き設備が有効に機能するよう配慮する。

## 8. 浸出水処理施設運転時間

- (1) 浸出水処理施設は、原則として連続運転とする。

## 9. 浸出水処理施設の運転管理

浸出水処理施設の運転管理に当たり、以下の事項等に留意する。

- (1) 公害防止条件を遵守した放流水質を維持する。
- (2) 各機器の機能及び用途を十分に理解し、運転計画に基づき適正な運転管理を行う。
- (3) 気象条件にあわせた的確な運転管理を行なう。
- (4) 備品、什器、物品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理する。

## 10. その他の基本条件

- (1) 関係法令等を遵守し、適切な運営を行なう。
- (2) 合理的かつ効率的な事業実施に努める。
- (3) 環境汚染の発生の未然防止に努める。
- (4) 施設的环境を安全かつ快適に保ち、従事者等の健康被害を未然に防止する。
- (5) 従事者に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の運転管理について、定期的な教育指導を行う。
- (6) 埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮する。
- (7) 事業の遂行にあたり必要な各種マニュアル、計画書等を作成する。

## 第3章 維持管理

### 第1節 同センターに係る維持管理（共通事項）

#### 1. 同センターの維持管理

以下に示す要件及び関係法令等を遵守し、適切な施設設備の維持管理業務を行う。

#### 2. 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理

同センターの年間運転計画、月間運転計画に基づき、同センターの備品・什器・物品・用役の調達計画を作成する。

また、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。

#### 3. 施設の点検管理

同センターの管理として点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行う。

#### 4. 点検・検査計画

- (1) 点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定する。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成する。
- (3) 法定点検は法定に示すとおり行う。

#### 5. 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施する。
- (2) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施する。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数保管する。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成する。

#### 6. 補修の実施

- (1) 点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行う。
- (2) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数保管する。

#### 7. 施設の保全

施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行う。

## 8. 清掃

同センターの清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つ。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持する。

(1) 美観を損なわないよう、同センター内のすべての設備の清掃を定期的に行なう。

## 9. 安全衛生管理・作業環境管理

(1) 安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

(2) 同センターにおける標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。

(3) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。

## 10. 建築物の点検管理

(1) 同センター建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行う。

(2) 同センター建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持する。

## 11. 施設見学者等への対応

同センターの見学を希望する者の予約受付、日程調整等を行い、施設見学者の案内、説明等の対応を行う。

## 12. 窓口対応

同センターに対して電話照会、来客等があった場合には、住民への適切な対応を行う。

## 13. 帳票類の管理及び記録の保存

### (1) 帳票類の管理

同センターの管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用する。

### (2) 補修履歴等の記録

同センターの稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行う。

### (3) 記録の保存

同センターの運転維持管理に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存する。

## 14. 地域振興

地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をする。

また、環境学習、環境保全に関する情報提供、緑地帯の有効活用など周辺住民への配慮をする。

## 第2節 計量棟に係る維持管理

### 1. 施設の点検管理

(1) 計量棟の管理として点検作業等を行う。

## 第3節 焼却施設に係る維持管理

### 1. 施設の点検管理

(1) 焼却施設の管理として点検作業等を行う。

### 2. ダイオキシン類ばく露防止対策

(1) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行う。

### 3. 見学者ホール・通路の案内展示設備

見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持する。

## 第4節 破碎施設に係る維持管理

### 1. 施設の点検管理

(1) 破碎施設の管理として点検作業等を行う。

### 2. 見学者ホール・通路の案内展示設備

見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持する。

## 第5節 最終処分場に係る維持管理

### 1. 施設の機能維持

- (1) 埋立ごみ量の適正管理を行い、延命化に努める。

## 第4章 環境管理業務

### 第1節 環境保全基準

- (1) 公害防止条件、関係法令、「石狩市新廃棄物処理施設における生活環境影響調査」等の環境保全基準を遵守する。

### 第2節 環境保全計画

- (1) 環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。

### 第3節 最終処分場の環境管理計画

最終処分場に埋立てた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的な観測及び未然防止対策を講ずる。

- (1) 最終処分場周縁の地下水について、継続的なサンプリングを実施する。
  - ・ 月1回以上：pH、塩化物イオン、電気伝導率。
  - ・ 年1回以上：水質項目及びダイオキシン類。

- (2) 埋立地の遮水シートが破損した場合は、速やかに補修する。

## 第5章 防災管理

### 第1節 二次災害の防止

天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努める。

### 第2節 緊急対応マニュアルの作成

緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。

### **第3節 自主防災組織の整備**

台風、大雨等の警報発令時及び、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を設置するとともに、警察、消防等への緊急連絡体制を整備する。

### **第4節 防災訓練の実施**

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。

## **第6章 その他関連業務**

### **第1節 清掃**

敷地内（管理区域内）の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つ。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持する。

### **第2節 植栽管理**

景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行う。

### **第3節 除雪・排雪**

し尿処理施設を含めた北石狩衛生センター施設全体の円滑な運営を行うため、し尿処理施設敷地を含めた北石狩衛生センター内の除雪・排雪を行う。